

平成24年5月1日

第1回 関西国際空港・大阪国際空港運営協議会の議事概要について

平成24年4月26日（木）10時より、ホテルプリムローズ大阪鳳凰において、第1回関西国際空港・大阪国際空港運営協議会が開催されました。

議事概要は以下のとおりです。

1. 関西国際空港・大阪国際空港運営協議会規約について

事務局から「関西国際空港・大阪国際空港運営協議会規約（案）」の説明がなされ、了承された。

2. 基本方針の考え方、策定スケジュール等について

国土交通省航空局から基本方針策定の考え方、策定スケジュールについての説明がなされた。

3. 意見交換

各構成員において、基本方針についての意見交換が行われた。

4. 協議会配布資料について

別添のとおり

添付資料

議事次第

第1回関西国際空港・大阪国際空港運営協議会配布資料一覧

資料1 構成員名簿

資料2 関西国際空港・大阪国際空港運営協議会規約（案）

資料3-1 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（基本方針関係条文抜粋）

資料3-2 基本方針策定の考え方

資料3-3 基本方針策定のスケジュール

お問い合わせ先

新関西国際空港株式会社 経営企画部管理グループ 日巻、川口

TEL：（06）4792-3782

第1回 関西国際空港・大阪国際空港運営協議会

日時:平成24年4月26日(木)10:00~11:30

場所:ホテルプリムローズ大阪 鳳凰

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

- ・新関西国際空港株式会社 代表取締役社長
- ・国土交通省航空局長

3. 協議会構成員の紹介

4. 議 事

- (1)協議会規約について
- (2)基本方針の考え方・策定スケジュール等について
- (3)意見交換

5. 閉 会

第 1 回 関西国際空港・大阪国際空港運営協議会
配付資料一覧

資料 1 構成員名簿

資料 2 関西国際空港・大阪国際空港運営協議会規約（案）

資料 3－1 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（基本方針関係条文抜粋）

資料 3－2 基本方針策定の考え方

資料 3－3 基本方針策定のスケジュール

構 成 員 名 簿

資料1

構 成 員	代 表 者		備 考
	役 職	氏 名	
新関西国際空港株式会社	代表取締役社長	安藤 圭一	
関西国際空港株式会社	代表取締役社長	福島 伸一	
国土交通省航空局	局 長	長田 太	
国土交通省大阪航空局	局 長	花角 英世	
大阪府	知 事	松井 一郎	
兵庫県	知 事	井戸 敏三	
和歌山県	知 事	仁坂 吉伸	
社団法人全日本航空事業連合会	会 長	大西 賢	
学識経験者	東京大学大学院工学系研究科教授	家田 仁	御 欠 席
学識経験者	関西学院大学経済学部教授	野村 宗訓	
学識経験者	東京大学大学院経済学研究科教授	柳川 範之	御 欠 席
公益社団法人関西経済連合会	会 長	森 詳介	代理出席 専務理事 川邊 辰也
大阪商工会議所	会 頭	佐藤 茂雄	
大阪国際空港ターミナル株式会社	代表取締役社長	新堂 秀治	

関西国際空港・大阪国際空港運営協議会規約（案）

（名 称）

第 1 条 本協議会は、関西国際空港・大阪国際空港運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目 的）

第 2 条 協議会は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理の円滑な実施を図るために必要な協議を行うことを目的とする。

（構成員）

第 3 条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

（議 長）

第 4 条 協議会に議長を置き、新関西国際空港株式会社代表取締役社長をもって充てる。
2. 議長は、協議会を代表し会務を総理する。

（事務局）

第 5 条 協議会の事務局は、新関西国際空港株式会社経営企画部に置く。

（招 集）

第 6 条 協議会は、議長が招集する。
2. 構成員は、議長に対し、協議会の招集を要請することができる。

（運 営）

第 7 条 協議会は構成員の過半数の者が出席しなければ、開催することができない。
2. 協議会の議決案件は、出席している構成員全員の同意による。

（幹事会）

第 8 条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会のもとに幹事会を置くことができる。
2. 幹事会の組織及び運営については、議長が別途定める。

（庶 務）

第 9 条 協議会の庶務は、事務局において行う。

(雑 則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の議決をもって定める。

附 則

この規約は、平成24年4月26日から適用する。

別 表

構 成 員
新関西国際空港株式会社
関西国際空港株式会社
国土交通省航空局
国土交通省大阪航空局
大阪府
兵庫県
和歌山県
社団法人 全日本航空事業連合会
学識経験者
公益社団法人 関西経済連合会
大阪商工会議所
大阪国際空港ターミナル株式会社

○ 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（基本方針関係条文抜粋）

（基本方針）

第二条 国土交通大臣は、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理の意義及び目標に関する事項

二 両空港の一体的かつ効率的な運営に関する基本的な事項

三 両空港の一体的かつ効率的な運営に資する事業との連携に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

3 国土交通大臣は、第三十四条第一項の協議会が組織されている場合において、基本方針を定めようとするときは、当該協議会の意見を聴くものとする。

4 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（協議会）

第三十四条 会社は、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理の円滑な実施を図るために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 会社

二 指定会社

三 関係行政機関、関係地方公共団体、航空運送事業者（航空法第二条第十八項に規定する航空運送事業を経営する者をいう。）、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体その他の会社が必要と認める者

3 空港法第十四条第三項から第七項までの規定は、協議会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する

法律第三十四条第一項」と、「空港管理者」とあるのは「新関西国際空港株式会社」と、「前項第二号」とあるのは「同条第二項第二号」と読み替えるものとする。

4 空港運営権者が特定空港運営事業を実施する場合における第二項の規定の適用については、同項第二号中「指定会社」とあるのは、「指定会社及び空港運営権者」とする。

基本方針策定の考え方

1. 統合法に規定された目的と会社の責務の実現

(1) 統合法の目的の達成

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下「統合法」）の目的である、

- ① 関西国際空港の国際拠点空港としての機能の再生及び強化
 - ② 両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大
- の実現を目指す。

(2) コンセッションの実現

統合法により規定されている、新関西国際空港株式会社の責務である、「両空港に係る公共施設等運営権の設定を適時に、かつ、適切な条件で実施する」ことを明確にする。

2. 民間の経営判断の尊重

国土交通省成長戦略（平成 22 年 5 月 17 日）で示された「民間の知恵と資金」を活用するとの考えに則り、事業価値を増大させ、早期にコンセッションを実現するため、民間の経営判断を尊重することを明確にする。

基本方針策定のスケジュール

○4月26日 第1回協議会

- ・基本方針策定に向けての意見聴取

○第1回協議会后

- ・第1回協議会の意見を踏まえ、基本方針（案）の作成
- ・基本方針（案）の協議会メンバーへの照会

○5月～6月 第2回協議会、第3回協議会

- ・基本方針（案）について意見交換

○6月中旬 基本方針の策定・公表